

日米学生会議負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、日米学生会議負担金（以下「負担金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担目的及び負担対象事業)

第2条 県は、一般財団法人国際教育振興会（以下「負担事業者」という。）が実施する第71回日米学生会議高知サイト（以下「負担事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で負担金を交付する。

(負担率及び負担対象経費)

第3条 前条に規定する負担事業の負担対象経費及び負担率は、別表第1に定めるとおりとする。

(負担金の交付申請)

第4条 負担事業者は、負担金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(負担金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めるときは、負担金の交付の決定をし、負担事業者に通知するものとする。

(負担金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、負担事業者（又は間接負担事業者）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(負担の条件)

第7条 負担金の交付の目的を達成するため、負担事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 負担事業の内容又は経費の変更をしようとする場合（減額または経費区分間の配分額が30パーセント以内のものを除く。）は、事前に別記第2号様式による事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 負担事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

- (3) 負担事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならない。
- (4) 負担事業が予定の期間に完了しない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を負担事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (6) 負担事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、負担金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 負担事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (9) 負担事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接負担事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (10) 負担事業者は、間接事業者に対して前号の条件を付さなければならない。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項

(概算払)

第8条 負担事業者は負担金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、負担事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月10日までに当該報告書を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 負担事業者は、負担事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 負担事業又は負担事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目

以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年5月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された負担金については、第6条、第7条第5号から第8号まで及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

負担対象経費	負担率
(1) 第71回日米学生会議高知サイト開催に係る準備経費 (2) 同 本会議開催に要する経費 (3) 同 参加者の高知県滞在に要する経費 ※食糧費を除く。	定額

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

印

（生年月日： 年 月 日）

負担金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び日米学生会議負担金交付要綱第4条の規定により、日米学生会議負担金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 負担金交付申請額

2 負担事業の収支予算書

3 負担事業の実施計画書

4 県税の納付等について

県税の納付について滞納がないため「納税証明書」を添付します。

※県税事務所が発行する「納税証明書」を添付してください。

県税の納付義務はありません。

その他（下記に記載してください。）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

印

（生年月日： 年 月 日）

事業変更（廃止・中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で負担金の交付の決定通知がありました
事業を下記のとおり変更（廃止・中止）したいので、日米学生会議負担金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 変更（廃止・中止）内容及び理由
- 2 収支予算書
- 3 その他の変更

第3号様式（第8条関係）

概 算 請 求 書

金 円

上記日米学生会議負担金（決定通知番号 第 号）
を概算交付されるよう請求します。

記

負担金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
残額	円

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

印

振込口座：

年 月 日

高知県知事 様

報告者 住所

氏名

印

（生年月日： 年 月 日）

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で負担金の交付の決定通知がありました
事業を完了しましたので、日米学生会議負担金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告
します。

記

- 1 負担事業の実績概要
- 2 負担事業の決算書
- 3 負担事業の完了年月日